

# 医療費を助成しています

市では、乳幼児や妊産婦、重度心身障害者、母(父)子家庭、ひとり暮らし老人に対して、病院などにかかった際の医療費(一部負担金)の全部または一部を助成しています。この助成を受けるには、所得が別表の所得制限の限度額以内であることが条件です。

新たに助成を受けようとする場合は、平成17年中の所得をも

とにして認定を行いますので、①17年中の所得と課税状況が証明できるもの(18年度所得・課税証明書)②助成を受けようとする人の健康保険証③助成金の振り込みを受ける金融機関(郵便局以外)の通帳④印鑑(を持参の上、本庁国保年金課または各支所市民課で、申請の手続きをしてくだささい。手続きが遅れますと、支給期間が短くなります

のでお気をつけください。

医療費助成の対象となるのは次の人および家族です。

### 【乳幼児】

出生から就学前までの乳幼児(6歳に達する日以降、最初の3月31日まで)

### 【妊産婦】

妊娠5カ月目の月の初日から出産の日の翌月末日までの妊産婦

### 【重度心身障害者】

身体障害者手帳1・2級、障害年金1級(特別障害給付金1級)、特別児童扶養手当1級、療育手帳Aのいずれかの認定を受けている人

### 【母(父)子家庭】

配偶者のいない母(父)と18歳以下(18歳に達する日以降、最初の3月31日まで)の子が同居する家庭

### 【ひとり暮らし老人】

ひとり世帯で全く身寄りのない65歳から69歳までの人

●問い合わせ先  
本庁国保年金課  
または各支所市民課

## 別表 医療費助成所得限度額

※平成18年8月1日～19年7月31日

1 乳幼児・妊産婦・母(父)子家庭 (単位:万円)

| 控除対象配偶者および扶養義務者などの数 | 0人  | 1人  | 2人  | 3人  |
|---------------------|-----|-----|-----|-----|
| 乳幼児の保護者、妊産婦本人および保護者 | 272 | 310 | 348 | 386 |
| 母(父)子の母(父)          | 192 | 230 | 268 | 306 |
| 母(父)子の扶養義務者         | 236 | 274 | 312 | 350 |

2 重度心身障害者

| 控除対象配偶者および扶養義務者などの数 | 0人    | 1人    | 2人    | 3人    |
|---------------------|-------|-------|-------|-------|
| 本人                  | 395.4 | 433.4 | 471.4 | 509.4 |
| 扶養義務者など             | 663.7 | 688.6 | 709.9 | 731.2 |

3 ひとり暮らし老人

|    |       |
|----|-------|
| 本人 | 159.5 |
|----|-------|

## 第34回 せんまや夏まつり 7月29日(土)



❖会場 千厩地域内中心商店街

❖主なイベント日程

【七夕まつり】 12:00～22:00  
全商店街での竹飾り、幼稚園・小学校などの子どもたちの短冊飾り「こども七夕」など

【オープニングイベント】 12:10～12:50  
奥玉小金管クラブ、千厩中吹奏楽部演奏

【キッズカーニバル・小学生郷土芸能等発表会】 13:45～16:00

【沖縄エイサー踊り】 13:15、15:10

【沖縄物産フェア】 13:00～21:00

【よさこいソーラン演舞】 14:30、16:00

【マジックバルーン体験】 15:00～18:00

【夏まつり夕涼みコンサート】 16:45～17:45  
いわき明星大学新ジャズ研究会ほか

【千厩おどり、山車競演会】 18:30～21:00

【打ち上げ花火】 21:15～21:30

●問い合わせ先

千厩夏まつり実行委員会事務局  
千厩支所産業経済課 ☎53-3963  
千厩商工会 ☎53-2735

❖会場 市役所室根支所駐車場

※雨天時はきらめきパーク体育館

❖縄跳び大会参加者を募集します。10人1チーム。受け付けは当日本部まで。

❖フリーマーケットの出店者を募集

❖主なイベント日程

- 14:00～ ポニーの引き馬
- 14:30～ スリッパ飛ばしゲーム
- 15:00～ 自治会等対抗縄跳び大会
- 16:00～ 室根中吹奏楽部演奏
- 16:30～ 気仙沼高ダンス部演技
- 17:30～ 一関よさこい団体連合会演舞
- 18:30～ 開会行事(南流太鼓演奏)
- 19:00～ 盆踊り大会第1部
- 19:45～ 菓子まき、子ども花火、うちわ抽選会
- 20:20～ 盆踊り大会第2部

●問い合わせ先

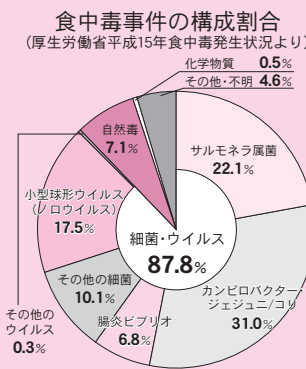
室根支所地域振興課 ☎64-3802

## 18年度 むろね夏まつり 7月30日(日)



# 食中毒にご用心!

食中毒は、細菌やウイルスに汚染された飲食物や、ふぐの肝毒きのこなどの有害物を飲んだり食べたりによって起こります。主に腹痛、下痢、嘔吐といった症状があらわれ、原因によってはまひなどの神経症状が出ることもあります。ときには生命にかかわることもあり、注意が必要な病気です。



食中毒の原因はさまざまですが、ほとんどがウイルスや細菌によって起こっています。

### 食中毒を予防する3つの原則

- 1 食中毒の原因菌・ウイルスを **つけない**  
 ◇洗う 食品や手、調理器具はしっかり洗う  
 ◇包む 食品は包んで保存する
- 2 食中毒の原因菌・ウイルスを **増やさない**  
 ◇温度管理 室内に放置せず冷蔵庫に保存する  
 ◇調理後時間を置かず食べる
- 3 食中毒の原因菌・ウイルスを **消滅させる**  
 ◇加熱 食品内部まで十分に加熱する  
 ◇定期的に消毒をする

これからの季節、食中毒を起こさないよう注意しましょう。

●問い合わせ先  
一関保健センター ☎2160  
または各保健センター